

「意匠法施行規則の一部を改正する省令案」に対する 意見募集について

令和 2 年 1 月 16 日
特 許 庁

特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第3号）の施行に伴い、意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）について所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で御意見の募集を行います。

1. 意見募集対象

意匠法施行規則の一部を改正する省令案

- ・省令案の概要
- ・省令案

2. 意見募集期間

令和 2 年 1 月 16 日（木曜日）～令和 2 年 2 月 14 日（金曜日）

郵送の場合は令和 2 年 2 月 14 日（金曜日）必着で郵送してください。

3. 意見送付要領

お名前※、御連絡先、御職業、御意見及び理由を明記の上、次のいずれかの方法で御意見を日本語で送付してください。なお、電話での意見提出は受け付けませんので、予め御了承ください。

※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名の記載をお願いいたします。

<電子政府の総合窓口（e-Gov）の場合>

e-Gov の意見提出フォームに、入力様式に従い御提出ください。

<電子メールの場合>

以下の電子メールアドレスに送信してください。

電子メール：PA1D00@jpo.go.jp

※件名を「意匠法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8915

東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室 宛て

※封筒に「意匠法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」と明記してください。

4. 諸注意

- 意見記載の様式は問いません。
- 資料のコピー依頼、郵送及び FAX 送付依頼については応じかねますので、予め御了承ください。
- いただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただくもので、個別の回答はいたしかねます。また、仮想事例を用いた御質問、今回の改訂内容と関係しない御意見については、原則として回答いたしません。
- お電話での御意見は受けかねます。
- 提出された御意見については、氏名、連絡先を除きすべて公表させていただくことがあります。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

問い合わせ先

特許庁審査第一部意匠課意匠審査基準室
TEL : 03-3581-1101 (内線 2910)